

(3) 本市の教育に関する市民の意識・実態

本市の「加東市総合計画に関するアンケート」(以下、市民意識調査という。)において、教育に関する意識調査を実施しています。

市が取り組んでいる施策に対し、重要性と満足度を市民に問い、令和2(2020)年調査以降の3回の調査結果と比較しました。

令和7(2025)年の市民意識調査の結果、「重要である」「やや重要である」を合わせた『重要度』割合(以下、重要度という。)が半数以上を占める施策は、「小中学校における人権・道徳・体験学習などの充実・心の教育の推進」と「確かな学力・主体的に学ぶ態度の育成と社会への適応能力の向上」となっています。

また、「満足」「まあ満足」を合わせた『満足度』割合(以下、満足度という。)について、3回の調査を比較すると、「小中学校における人権・道徳・体験学習などの充実・心の教育の推進」と「確かな学力・主体的に学ぶ態度の育成と社会への適応能力の向上」、「小中一貫教育の推進」は年々増加しています。特に、「小中学校における人権・道徳・体験学習などの充実・心の教育の推進」と「小中一貫教育の推進」は、「普通」の回答が減り、「満足」「まあ満足」に転じており、本市における教育施策が浸透していることが伺えます。一方で、「幼児教育と保育サービス等の充実」に対して、令和2(2020)年調査と比べて令和7(2025)年は「重要である」の回答が16.8ポイント減少しています。

その他、教育を取り巻く環境については、「地域や家庭での子育て支援の取組」が57.3%、「学校教育環境の整備充実」が54.4%と重要度が高くなっています。「学校教育環境の整備充実」は、年々満足度が上がっていますが、未だに重要度も高く、引き続き環境整備に取り組むことが望まれています。

一方で、「図書館機能の充実」と「人権尊重に対する取組」、「スポーツ活動の支援」は、令和2(2020)年調査に比べて令和7(2025)年で重要度が10ポイントほど減少しており、市民の関心や優先順位が下がっていることが推察されます。

また、「地域や家庭での子育て支援の取組」に対し、不満を持っている人は14.4%となっており、その人たちが望む取組としては、「子育てに対する経済的支援」や「子育てと仕事の両立に関する企業等への啓発活動」が多く、経済面、就労における支援が望まれています。

	確かな学力・主体的に学ぶ態度の育成と社会への適応能力の向上	小中学校における人権・道徳・体験学習などの充実・心の教育の推進	小中一貫教育の推進	幼児教育と保育サービス等の充実	障害等により支援が必要な子どもに対する適切なサポートの充実
重要度	51.7%	56.9%	33.8%	40.9%	42.8%
満足度	28.5%	20.2%	33.5%	18.1%	15.8%

	芸術・文化に関する施策	生涯学習活動の充実	スポーツ活動の支援	学校教育環境の整備充実	図書館機能の充実	人権尊重に対する取組	地域や家庭での子育て支援の取組
重要度	36.5%	40.8%	31.4%	54.4%	38.0%	36.4%	57.3%
満足度	24.6%	19.9%	14.2%	27.1%	27.8%	16.1%	16.4%

■「加東市総合計画に関するアンケート」より抜粋

令和2（2020）年調査：令和2（2020）年10月～11月に満18歳以上の市民を対象に実施
調査対象 4,000 人、有効回答数 1,610 人、有効回答率 40.3%

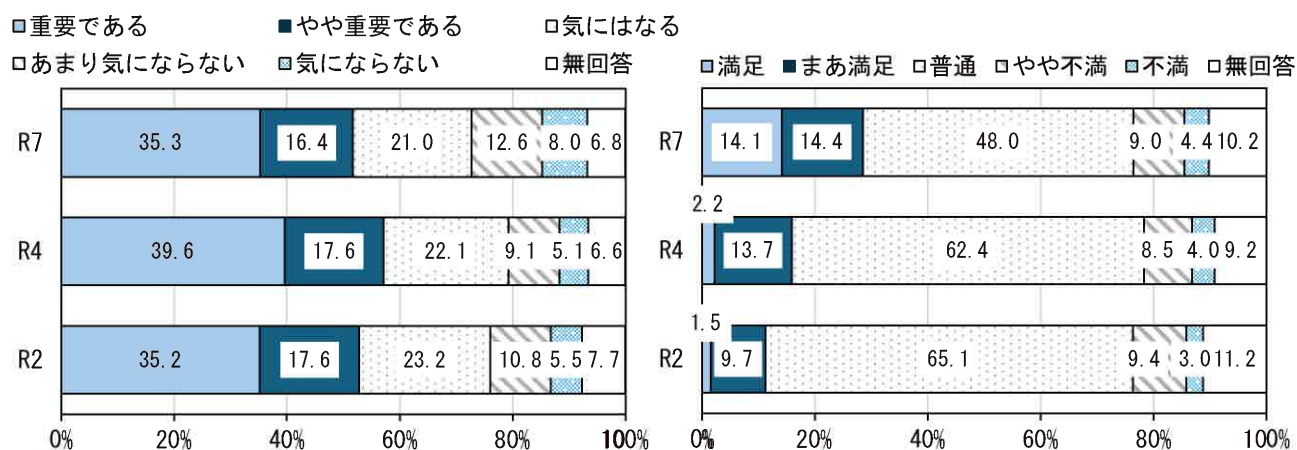
令和4（2022）年調査：令和4（2022）年 6月～ 7月に満18歳以上の市民を対象に実施
調査対象 4,000 人、有効回答数 1,147 人、有効回答率 28.7%

令和7（2025）年調査：令和7（2020）年10月に満18歳以上の市民を対象に実施
調査対象 4,000 人、有効回答数 1,593 人、有効回答率 39.8%

①施策の重要性と満足度

図表● 施策の重要性と満足度

●確かな学力・主体的に学ぶ態度の育成と社会への適応能力の向上

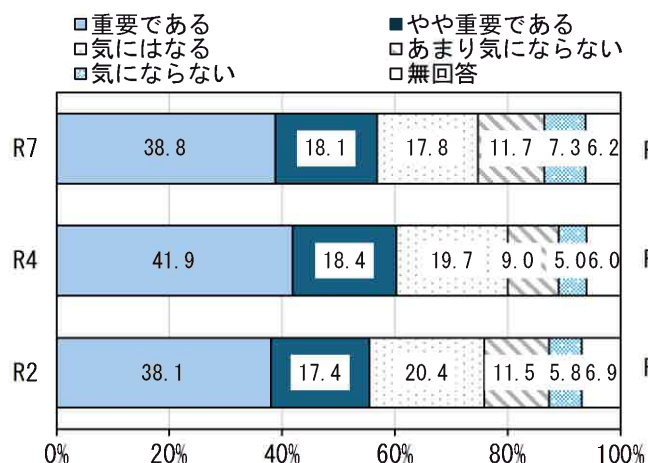


「重要である」と「やや重要である」を合わせた『重要である』割合は、R7年調査では51.7%で、前回調査、前々回調査同様に半数以上を占めている一方、前回調査より5.5ポイント減少しています。

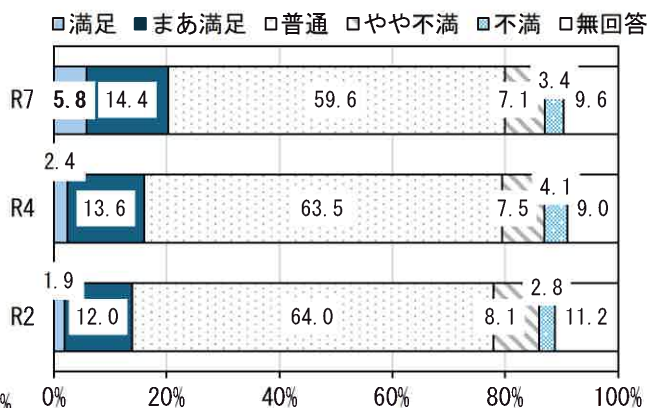
「満足」と「まあ満足」を合わせた『満足である』割合は、前回調査、前々回調査では1割台と低い一方で増加傾向にあり、R7年調査では28.5%と大きく増加しています。

※以下の説明において、「重要である」「やや重要である」を合わせた割合は『重要である』と表記し、「満足」「まあ満足」を合わせた割合を『満足である』と表記しています。

●小中学校における人権・道徳・体験学習などの充実・心の教育の推進

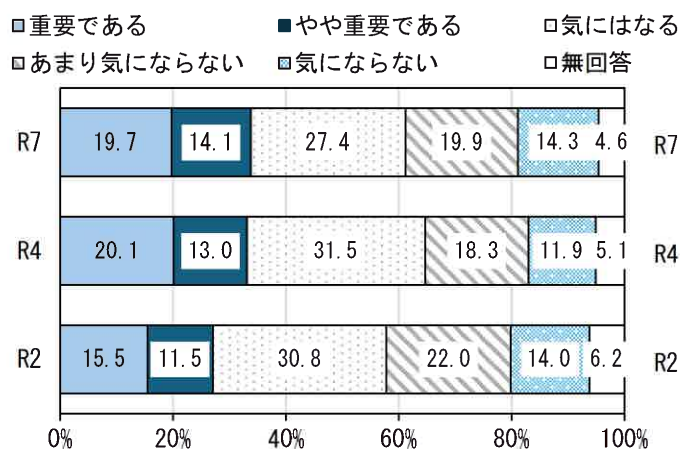


『重要である』割合は、いずれの調査においても半数以上を占め、R7年調査では56.9%となっています。

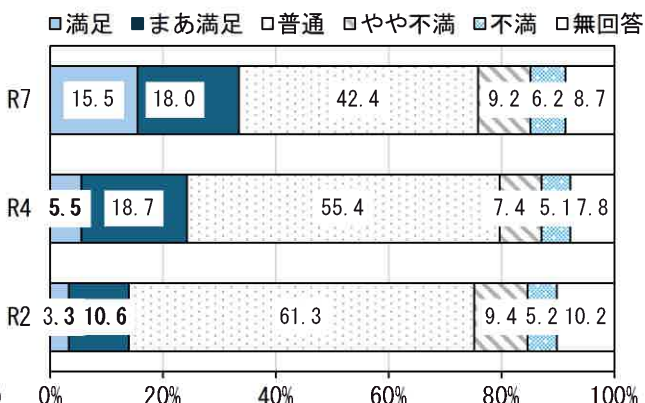


『満足である』割合は、R7年調査では20.2%で、前回調査、前々回調査より増加傾向にあります。

●小中一貫教育※の推進

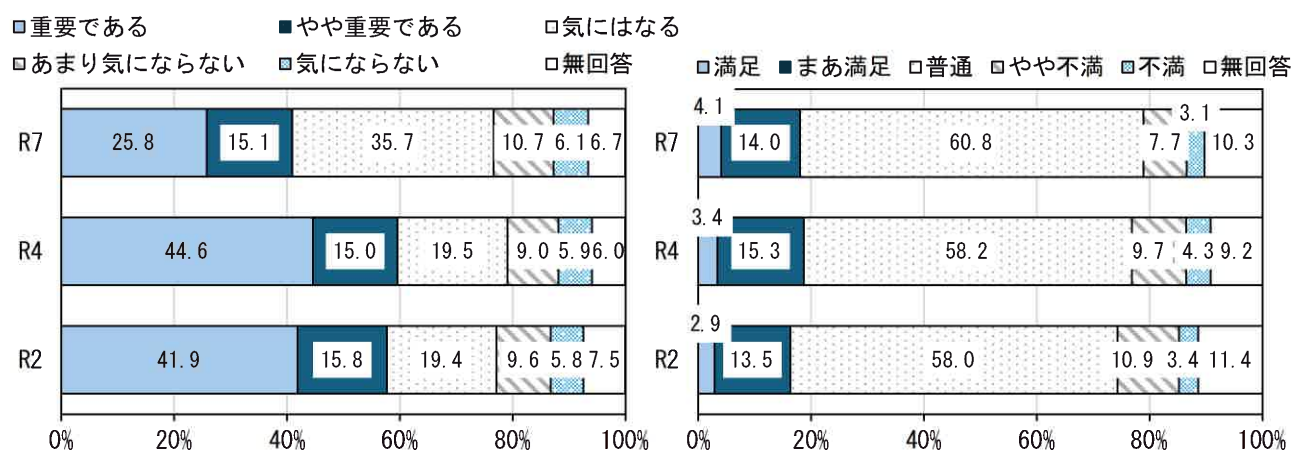


『重要である』割合は、R7年調査が33.8%と、前回調査、前々回調査より増加傾向にあります。



『満足である』割合は、R7年調査が33.5%で増加傾向にあり、前々回調査から19.6ポイント増加しています。

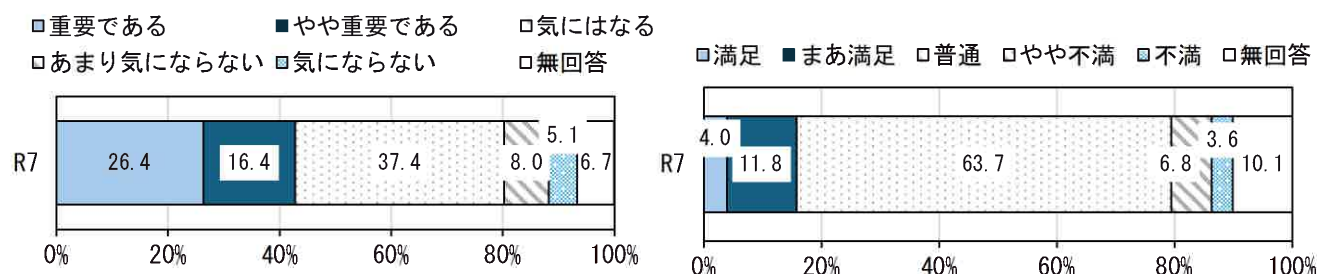
●幼児教育と保育サービス等の充実



『重要である』割合は、前回調査、前々回調査がおよそ6割を占めているのに対し、R7年調査では40.9%と大きく減少しています。

『満足である』割合は、いずれの調査においても2割未満と低く、R7年調査でも18.1%にとどまっています。

●障害等により支援が必要な子どもに対する適切なサポートの充実

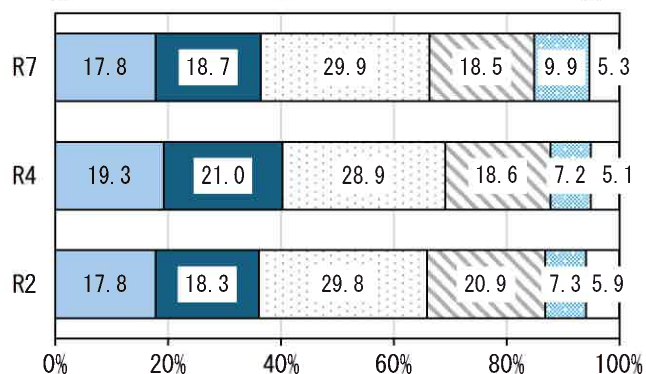


「重要である」と「やや重要である」を合わせた『重要である』割合は、42.8%となっています。

「満足」と「まあ満足」を合わせた『満足である』割合は、15.8%であり、「不満」と「やや不満」を合わせた『不満である』割合は10.4%となっています。

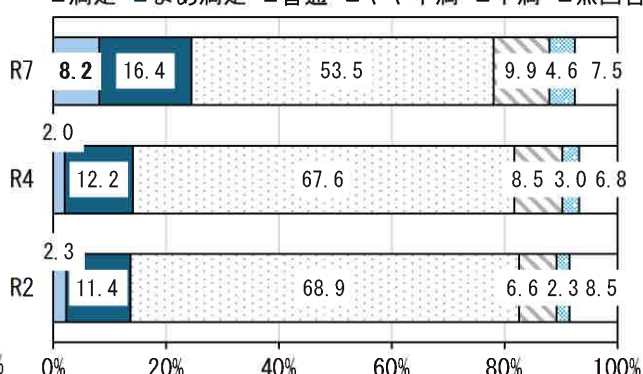
●芸術・文化に関する施策

□重要である ■やや重要である □気にはなる
□あまり気にならない □気にならない □無回答



『重要である』割合は、R7年調査が36.5%、前回調査が40.3%、前々回調査が36.1%と低く、いずれも重要であると考えている人は半数以下となっています。

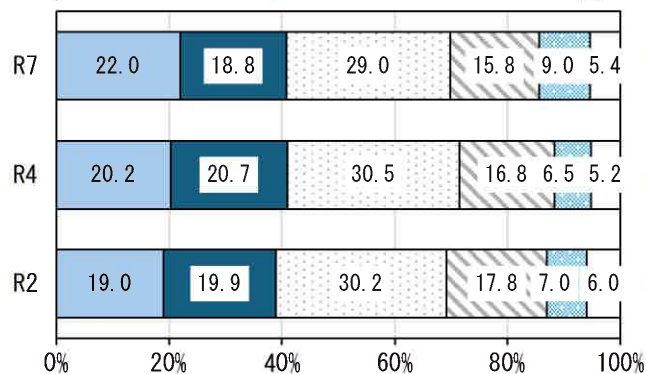
□満足 ■まあ満足 □普通 □やや不満 □不満 □無回答



『満足である』割合は、前回調査が14.2%、前々回調査が13.7%と低い一方、R7年調査では24.6%と大きく増加しています。

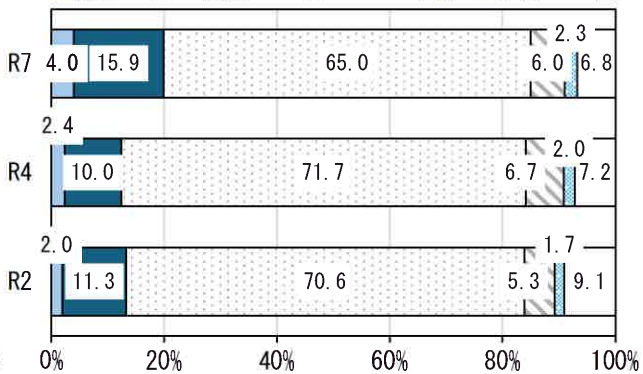
●生涯学習活動の充実

□重要である ■やや重要である □気にはなる
□あまり気にならない □気にならない □無回答



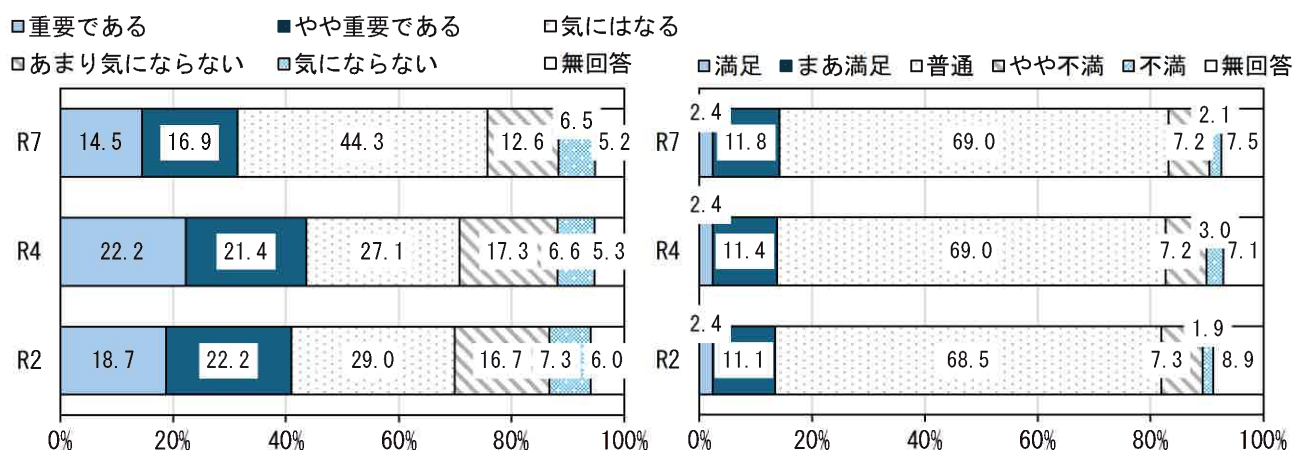
『重要である』割合は、いずれの年度においてもおよそ4割と低く、R7年調査でも40.8%となっており、重要と考える人は少ない結果となっています。

□満足 ■まあ満足 □普通 □やや不満 □不満 □無回答



『満足である』割合は、前回調査、前々回調査がいずれも1割と低い一方、R7年調査では19.9%と、前回調査よりも7.5ポイント増加しています。

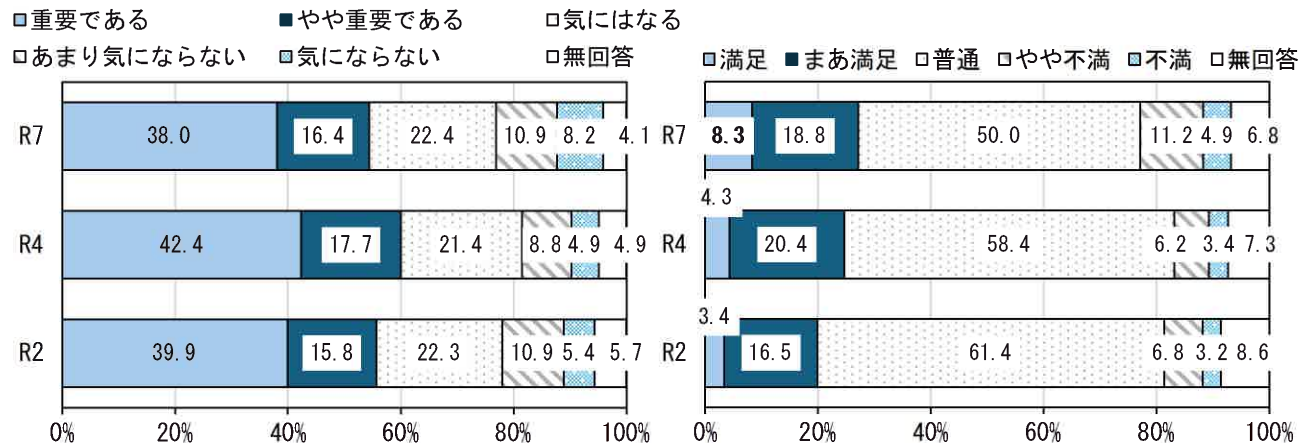
●スポーツ活動の支援



『重要である』割合は、前回調査、前々回調査のいずれも4割台を占めている一方、R7年調査は31.4%で、前回調査より12.2ポイントの大きな減少がみられました。

『満足である』割合は、R7年調査が14.2%、前回調査が13.8%、前々回調査が13.5%で、微増傾向にあります。

●学校教育環境の整備充実

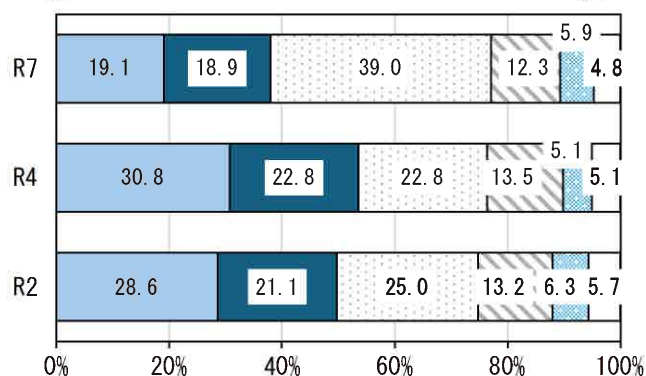


『重要である』割合は、いずれの調査においても半数以上を占め、R7年調査では54.4%となっています。

『満足である』割合は、R7年調査では27.1%で、前回調査、前々回調査より増加傾向にあります。

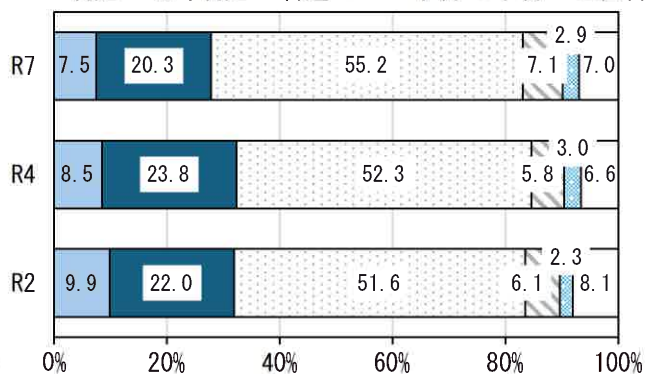
●図書館機能の充実

□重要である ■やや重要である □気にはなる
□あまり気にならない □気にならない □無回答



『重要である』割合は、前回調査、前々回調査では5割前後と高い一方、R7年調査では38.0%に減少しています。

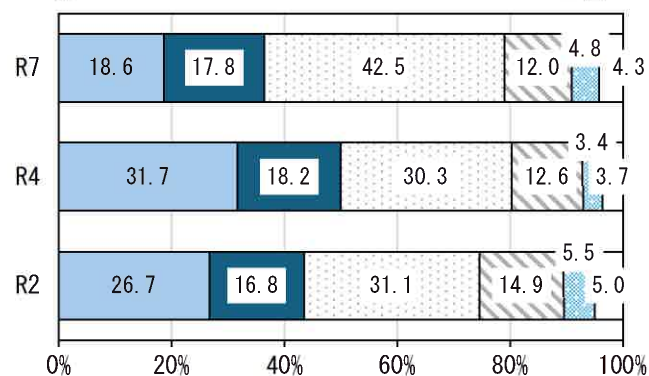
□満足 ■まあ満足 □普通 □やや不満 □不満 □無回答



『満足である』割合は、前回調査、前々回調査では3割を占めている一方で、R7年調査では27.8%に減少しています。

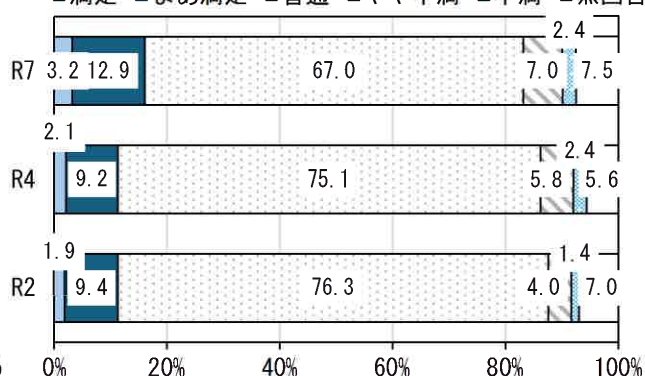
●人権尊重に対する取組

□重要である ■やや重要である □気にはなる
□あまり気にならない □気にならない □無回答



『重要である』割合は、前回調査、前々回調査では4～5割を占めている一方で、R7年調査は36.4%で、前回調査より13.5ポイントの大きな減少がみられました。

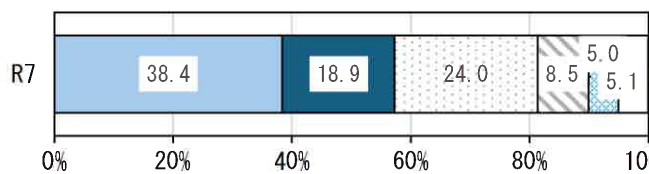
□満足 ■まあ満足 □普通 □やや不満 □不満 □無回答



『満足である』割合は、前回調査、前々回調査ではいずれも11.3%と同様の傾向にあり、R7年調査は16.1%で4.8ポイントの増加がみられました。

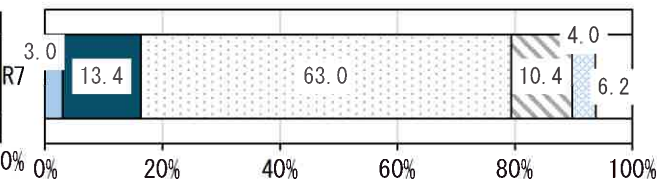
●地域や家庭での子育て支援の取組

□重要である ■やや重要である □気にはなる
□あまり気にならない □気にならない □無回答



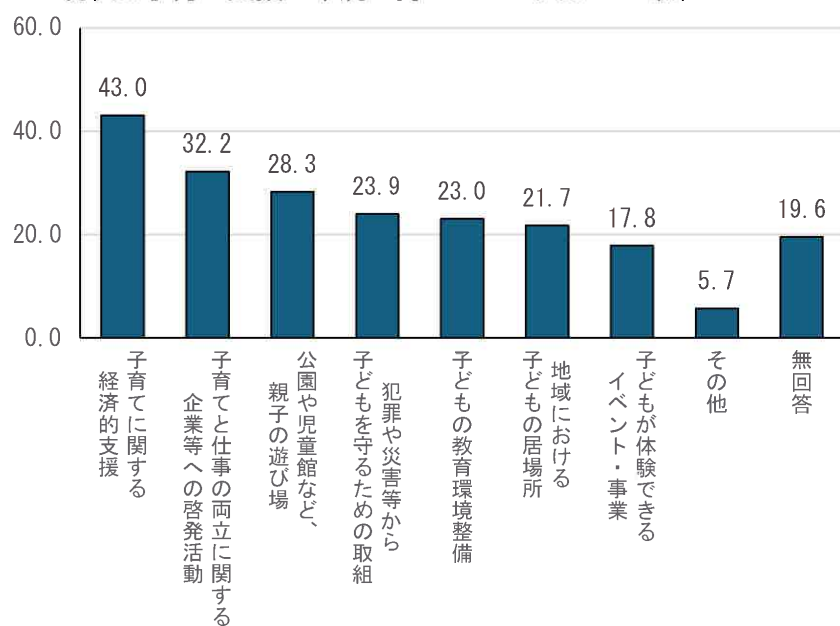
「重要である」と「やや重要である」を合わせた『重要である』割合は、57.3%となっています。

□満足 ■まあ満足 □普通 □やや不満 □不満 □無回答



「満足」と「まあ満足」を合わせた『満足である』割合は、16.4%であり、「不満」と「やや不満」を合わせた『不満である』割合は14.4%となっています。

●現状の子育て支援に不満を持っている人が望む取組



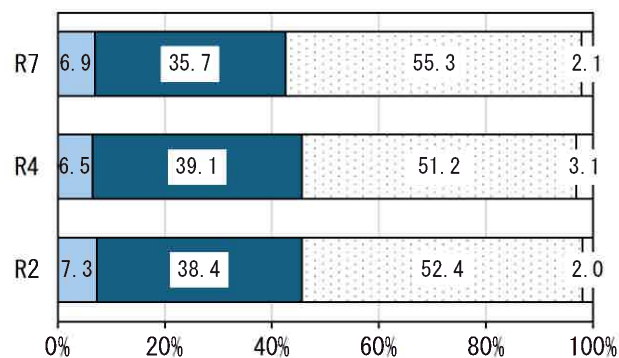
「子育てに関する経済的支援」が43.0%最も高く、次いで「子育てと仕事の両立に関する企業等への啓発活動」が32.2%となっています。

②学校への関わり状況

図表● 学校への関わり状況

●オープンスクールなどの学校行事や、学校でのボランティア活動などに参加したことがあるか

□毎回参加 ■参加したことがある □参加したことがない □無回答



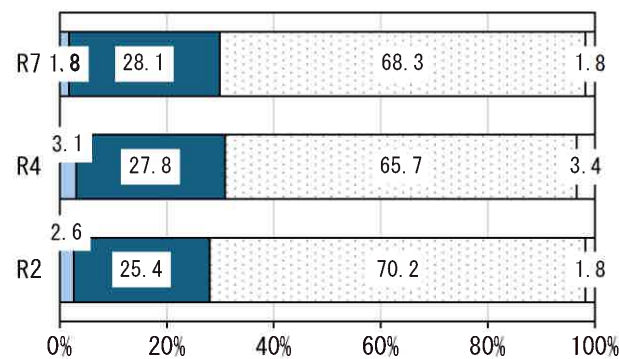
『参加したことがある』（「毎回参加」+「参加したことがある」）割合は、いずれの調査においてもおよそ半数で、かつ「参加したことがない」割合の方が高くなっています。

③地域活動の参加状況

図表● 地域活動の参加状況

●青少年の補導活動や地域子ども見守り隊などの活動に参加したことがあるか

□毎回参加 ■参加したことがある □参加したことがない □無回答

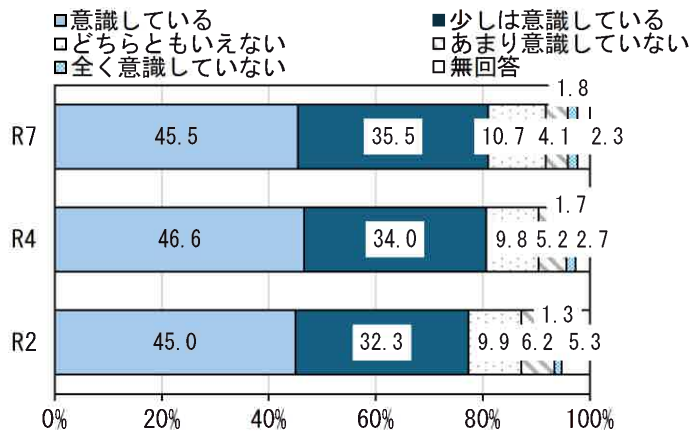


『参加したことがある』（「毎回参加」+「参加したことがある」）割合は、いずれの調査においても3割前後と低い一方で「参加したことがある」割合は R7 年調査では 28.1% で増加傾向にあります。

④人権に対する意識

図表● 人権に対する意識

●「人権」（いじめ、虐待、差別など）ということを、日常的に意識している



『意識している』（「意識している」＋「少しは意識している」）割合は、いずれの調査においても8割前後と高く、R7年調査は81.0%で増加傾向にあります。

参考資料

1. 用語解説

ア行

ICT

ページ

Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。IT（情報技術）に、情報通信を表す（コミュニケーション）を加えたもの。

生きる力

ページ

変化の激しいこれからの社会を生きるために必要な「知・徳・体のバランスのとれた力」のこと。

「知・徳・体」とは、基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して自ら考え、判断・表現することにより、さまざまな問題に積極的に対応し解決する力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力のことです。

e-スタートプログラム（就学移行支援プログラム）

ページ

支援が必要な年長児の子どもを対象に、就学前に学校生活がイメージできるようなプログラムを体験し、スムーズに学校生活に移行できるよう支援する療育事業。

インクルーシブ教育

ページ

人間の多様性の尊重や障害者の社会参加を目的として、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶこと。

ウェルビーイング

ページ

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみでなく、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

英語ライセンス制度

ページ

子どもたちが、将来、国際社会で活躍できるよう、英語によるコミュニケーション能力や態度を育成することを目的とする本市独自の制度。

本市が作成した教材「加東市レッスンブック」を授業や家庭学習で活用して力をつけるとともに、スピーキングテストを含んだ「かとう英語ライセンス検定」を実施して英語力を評価し、学習の励みとするものです。

ALT

ページ

Assistant Language Teacher の略。日本人の教員とともに外国語の授業を行う外国語指導助手。

本市では、小学校、中学校、義務教育学校で英語の指導に従事しています。

SDGs

ページ

Sustainable Development Goals の略。2015 年に国連サミットで採択された持続可能な開発目標。

持続可能でよりよい世界をめざすための国際目標で、2030 年を達成年限とし、17 のゴール（目標）と 169 のターゲット（具体目標）から構成されています。目標には、貧困や飢餓といった問題から、働きがいや経済成長、気候変動に至るまで、21 世紀の世界が抱える課題を包括的に挙げています。

おでかけ図書館

ページ

小学生を対象に図書館の見学と図書カードを作って図書を借りる体験を提供する取組。

おとどけ図書館

ページ

市立小中学校、義務教育学校へ図書を届ける取組。

力行

学校運営協議会

ページ

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて、教育委員会が学校に設置する機関。保護者代表や地域住民などで構成され、学校運営やその支援について協議・参画することで、地域と学校が一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」をめざすものです。

加東スタディライフ

ページ

本市独自の自主学習を支援する事業。

教員免許保有者、教員をめざす学生等の地域人材を指導員として、夏季・冬季休業中にそれぞれ小学校 5・6 年生、中学校 3 年生を対象（義務教育学校における該当学年を含む）に、各学校施設に自主学習室を設けて学習の機会を提供しています。

加東わくわく英語村

ページ

子どもたちが、将来、国際社会で活躍できるよう、英語によるコミュニケーション能力や主体性・積極性などを身につけることを目的とする本市独自の事業。

夏季休業中に、英語指導助手（ALT）との活動を通して、英会話や異文化について学びます。

かとう和食の日

ページ

ユネスコ無形文化遺産に登録された和食が、栄養バランスに優れていることや記念日に制定されていることから、11 月 24 日を、市を挙げて和食に親しめる日として定めています。

カリキュラム・マネジメント

ページ

各学校において、児童生徒、学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容を教科横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。

GIGAスクール構想

ページ

児童生徒への1人1台端末と高速で大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもの力を最大限に引き出す学びの実現をめざす構想のこと。

義務教育学校、義務教育学校前期課程、義務教育学校後期課程

ページ

学校の校種として、小学校、中学校、義務教育学校などがあり、義務教育学校は、小学校課程から中学校課程までの義務教育を一つの学校として一貫して行います。その小学校課程を前期課程、中学校課程を後期課程といいます。

令和3年4月に東条学園小中学校は義務教育学校として開校しました。

キャリアノート

ページ

キャリア発達を促す様々な学習経験や活動の記録などを児童・生徒自身が書き込むノートで、教職員が児童・生徒の成長や変化を定性的・定量的に評価し、一人ひとりの指導・支援に役立てるための重要な資料。

現在のキャリアノートは、次学年に引き継ぐものとして活用しています。

キャリア・パスポート

ページ

キャリアノートの内容をもとに、毎学期末に振り返りを行う際に活用するもので、各学年1～2ページの分量となっている。小学校から中学校、高等学校へと校種間を引き継ぐものとして活用しています。

合理的配慮

ページ

障害のある人の人権が、障害のない人と同じように保障されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障害の特性や困り事に合わせて行われる配慮のこと。学校教育においては、教員、支援員等による支援体制、施設・設備の整備、個別の教育支援計画や個別の指導計画による支援、適切な教材の提供など、個々の障害の状況に応じて個別に必要とされる配慮のこと。

個別最適な学び

ページ

指導方法や指導体制の工夫改善により、「個に応じた指導」の充実を図るとともに、ICT環境の活用、少人数によるきめ細やかな指導体制の整備を進めていくこと。

コミュニティ・スクール

ページ

学校運営協議会を設置した学校。学校と保護者や地域住民が子どもの教育に対する目標やビジョンを共有し、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支える仕組み。「学校運営協議会」を参照。

サポートファイル ページ

支援が必要な子どもについて、切れ目のない支援を行うために、必要な支援や特性についての情報を個別にまとめたもの。個別の教育支援計画のこと。

主体的・対話的で深い学び ページ

新学習指導要領に位置付けられている、児童生徒に必要な資質・能力を育むために、学びの質に着目し、授業改善の取組を活性化していく視点。子どもたち一人一人が、予測できない変化に主体的に向き合って関わり合い、よりよい社会と幸福な人生の作り手となっていくために重要とされている。

生涯学習サポーター倶楽部 ページ

青少年を始めとする市民を対象とした学習活動や体験活動において、個々が培ってきた知識や技能、経験を活かし、活動支援や指導的な役割をしていただける熱意ある個人及び団体を登録し派遣する制度。

生涯学習社会 ページ

国民一人一人が、生涯にわたって、いつでも自由に学習機会を選択肢、学ぶことができ、その成果を適切に生かすことのできる社会。

情報モラル ページ

情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方と態度のこと。

食育 ページ

様々な経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現できる人を育てる教育。

小小交流・小中交流 ページ

小学校同士または小学校と中学校が、小中一貫校開校（滝野地域）に向けて、互いに、情報交換や交流活動を行うこと。

小中一貫教育 ページ

小学校と中学校が、「めざす子ども像」を共有し、義務教育9年間を通じた教育課程を編成し、系統性・連続性のある指導を行う教育。

ジョリーフォニックス ページ

英語の読み書きの基礎を習得するために体系化された学習方法。楽しく多感覚な方法で文字と音を学びます。

自己肯定感

ページ

「自分は大切な存在だ」「自分はかけがえのない存在だ」など自己に対して肯定的な評価を抱いている状態の感覚、感情。

自己有用感

ページ

「他人の役に立った」「他人に喜んでもらえた」など自分の存在を価値あるものとして受け止める感覚。

相手の存在なしには生まれてこない点で、「自尊感情」や「自己肯定感」とは異なります。

小学生チャレンジスクール

ページ

青少年の健全育成を促進するために、地域住民・企業・団体などの支援の下、学校や学年の異なる子どもたちが、土・日曜日や長期休業日に行う普段できない野外活動や体験活動のこと。

人生100年時代

ページ

英国の学者が長寿時代の生き方について述べた著書で提唱した言葉で、100歳を超えて生きることを前提とした人生設計の必要性を論じています。

日本では、平成29(2017)年9月に「人生100年時代構想会議」が設置され、人生100年時代を見据えた経済・社会システムを実現するための政策のグランドデザインを検討しています。人生100年時代に、高齢者から若者まで、全ての人に活躍の場があり、全ての人々が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくることが重要な課題となっています。

スクールカウンセラー

ページ

児童生徒や保護者に対して、心理に関する専門的な知識を生かして支援するため学校に配置されている専門スタッフ。

スクール・サポート・スタッフ

ページ

学校の教員の業務の中で、教育職員免許を必要としない資料作成や授業準備などを行うことで、教員をサポートする教員業務支援員。

スクールソーシャルワーカー

ページ

いじめや不登校、虐待、貧困など、学校や日常生活における問題に直面する子どもを支援する社会福祉の専門スタッフ。

子ども本人だけでなく、家族や友人、学校、地域など周囲の環境に働きかけて、問題解決に向けて支援します。

スポーツ推進委員

ページ

スポーツの推進のための事業の実施に関する連絡や調整、住民に対するスポーツの実技の指導や助言などを行う者。

絶対人権感覚

ページ

知識として人権を理解するのではなく、「絶対音感」のように、感性的に刷り込まれる人権感覚であり、感性が著しく発達する幼児期に人権尊重の基礎である「やさしさ」や「思いやり」を身につけることで、違いを認め合い、「違いを違いと思わない」という人権感覚を持つことが可能になるといわれています。

全国学力・学習状況調査

ページ

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析することで教育施策の効果と課題を検証し、その改善を図ることを目的とした調査。

Society 5.0

ページ

Society5.0 とは、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。

内閣府が、「第5期科学技術基本計画」において、狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続くような新たな社会を生み出す変革を科学技術イノベーションが先導していくという意味を込めて提唱しています。

また、超スマート社会を「必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かく対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、生き活きと快適に暮らすことのできる社会」と定義し、人々に豊かさをもたらす未来社会の姿として共有し、めざす未来像としています。

夕行

待機児童

ページ

保育所などへの入所資格があるにもかかわらず、保育所が不足していたり定員がいっぱいであったりするために、入所できずに入所を待っている児童。

確かな学力

ページ

知識や技能だけでなく、学ぶ意欲や、自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力等をまでを含めたもの。

多文化共生

ページ

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

地産地消

ページ

地域で生産された農産物をその地域で消費すること。

チーム学校

ページ

校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子どもたちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができる学校。

ナ行

ナーサリールーム

ページ

早い時期に小集団に参加することが望まれる、支援が必要な未就園の子どもとその保護者を対象に、親子遊びを通して心身の発達を促す療育事業。

認定こども園

ページ

就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能（保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能）や、地域における子育て支援を行う機能（子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能）を備える施設。

ハ行

P D C A サイクル

ページ

Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)の4段階を繰り返すことによって、計画や実施体制を見直し、継続的に改善していく手法のこと。

プログラミング教育

ページ

プログラミングの体験を通して、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力（プログラミング的思考）や情報活用能力を育成することを目的とした教育。

ペアレントトレーニング

ページ

支援が必要な子どもの「行動」に焦点をあて、関わり方や育て方を学ぶための保護者向けの支援プログラム。

マ行

学びの連続性

ページ

子どもの学びが、幼児教育から小学校教育へと、途切れることなく滑らかにつながっていること。

ヤ行

ヤングケアラー

ページ

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者。

支援が必要な小学校及び義務教育学校の低学年の子どもを対象に、書く力・見る力・バランス感覚等授業で必要となる土台を身につけ、日常生活におけるコミュニケーションが円滑に図れるように支援する療育事業。

2. 教育基本法

○教育基本法

(平成十八年十二月二十二日)

(法律第百二十号)

第百六十五回臨時国会

第一次安倍内閣

教育基本法をここに公布する。

教育基本法

教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）の全部を改正する。

目次

前文

第一章教育の目的及び理念（第一条―第四条）

第二章教育の実施に関する基本（第五条―第十五条）

第三章教育行政（第十六条・第十七条）

第四章法令の制定（第十八条）

附則

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓ひらく教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第一章 教育の目的及び理念

（教育の目的）

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第二章教育の実施に関する基本

(義務教育)

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(学校教育)

第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

(政治教育)

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第十五条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第三章 教育行政

(教育行政)

第十六条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第四章 法令の制定

第十八条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

3. 加東市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

○加東市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

平成22年3月9日

告示第14号

改正 平成30年3月30日告示第46号教育基本法をここに公布する。

(設置)

第1条 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定に基づき、加東市教育振興基本計画(以下「計画」という。)を策定するため、加東市教育振興基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員会の設置目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育委員会委員
- (3) 学校関係者
- (4) 社会教育関係者
- (5) 市民を代表する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から計画の策定が完了した日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会の議長は、委員長がこれに当たる。

3 委員会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育振興部教育総務課において処理する。

(平30告示46・一部改正)

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この告示の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (平成30年3月30日告示第46号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

4. 教育振興基本計画策定委員会委員名簿

(敬称略、役職は開催当時)

区 分	策定委員会役職	氏 名	所 属
学識経験者		別 惣 淳 二	兵庫教育大学
教育委員会	委員長	田 中 寿 一	加東市教育委員会
		後 藤 純 子	加東市教育委員会
学校関係者		神 田 英 昭	加東市小学校長会
		稲 継 健太郎	加東市連合PTA
社会教育関係者		安 原 一 樹	加東市社会教育委員の会議
	副委員長	石 井 博 昭	加東市スポーツ協会
		山 羽 勲	加東市人権・同和教育研究協議会
市が必要と認める者		竹 内 貞 美	加東市連合婦人会
		藤 川 憲 二	加東市区長会
市民を代表する者		高 橋 憲 司	公募委員
		竹 内 守 男	公募委員

5. 計画策定の経過

開催日等	内容
令和7年 5月27日	市長から加東市教育振興基本計画策定委員会へ諮問
令和7年 6月20日	第1回加東市教育振興基本計画策定委員会 ・加東市の教育の現状及び第3期教育振興基本計画の成果と課題について協議
令和7年 8月 8日	第2回加東市教育振興基本計画策定委員会 ・骨子案（基本理念、基本方針、施策体系）について協議
令和7年10月 9日	第3回加東市教育振興基本計画策定委員会 ・素案について協議
令和7年11月18日	第4回加東市教育振興基本計画策定委員会 ・第3期加東市教育振興基本計画（案）について説明
令和7年12月 予定	総務文教常任委員会 ・第4期加東市教育振興基本計画（案）について説明
令和7年12月から 令和8年 1月まで 予定	パブリックコメントの実施
令和8年 1月から2月予定	第5回加東市教育振興基本計画策定委員会 ・第4期加東市教育振興基本計画（案）の決定
令和8年 2月から3月予定	加東市教育振興基本計画策定委員会から市長へ答申
令和8年 3月 予定	第4期加東市教育振興基本計画の策定